

一般社団法人 ITビジネス研究会 会則

2012年7月4日 制定

2015年3月20日 改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人 ITビジネス研究会 と称する。

(目的)

第2条 本会は、重要な社会インフラとなったIT業界で日々活躍するITサービス会社が、今後ますます社会に役立つ新しい価値の創造、そして業界および会員各社の発展の一助となることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の支援事業
- (2) 会員相互の交流事業
- (3) 会員相互の情報・意見交換に関する事業
- (4) 最新トレンド、業界最新情報など、有益な情報提供
- (5) 有識者による、セミナーなどの情報発信
- (6) ITビジネスに関わる各種イベントの企画・運営
- (7) 新しいITビジネスモデルの調査・研究
- (8) ITビジネス業界、諸官庁などへの提言活動
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会員

(入会)

第4条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 法人会員 本会の目的に賛同する法人
- (2) 個人会員 本会の目的に賛同する個人（但し、法人に属していない個人）
- (3) 特別会員 本会の目的に賛同する法人または団体

2 本会への入会を希望する者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出しなければならない。

3 入会は、理事会において可否を決定し、その結果については速やかに入会申込者へ通知するものとする。

(会員の特典)

第5条 会員は、本会が主催・企画する各種事業等に参加することができる。

2 会員は、本会が発信する情報を無料または有料で受取ることができる。

(入会金及び会費)

第6条 本会への入会金は、法人会員3万円、個人会員は徴収しない。

会費は、法人会員年額12万円、個人会員年額1万円とする。

(退会)

第7条 会員は、原則としていつでも退会届の提出により、本会を退会することができる。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事会)

第9条 本会に、理事をもって構成する理事会を置く。

- 2 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 本会の運営に必要な諸規則の制定及び改廃
 - (2) その他本会の運営に関する重要事項
- 3 理事会は、年1回以上開催する。
- 4 理事会の議長は、代表理事とする。
- 5 理事会は、代表理事が招集する。
- 6 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、成立しない。
- 7 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、代表理事が決する。
- 8 理事会は、必要と認められる場合は、執行権限の一部を事務局に委譲することができる。

第4章 事務局

(設置)

第10条 本会は、事務局を設置する。

- 2 事務局長は、代表理事が指名する。

(業務)

第11条 事務局は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 第3条に規定する各事業の推進
 - (2) 理事会から執行権限を委譲された事項
 - (3) その他理事会から要請を受けた事項
- 2 その他事務局に関し、必要な事項は別に定める。

第5章 補則

(改廃)

第12条 この会則の改廃は、第9条第7項の規定にかかわらず、出席した理事の3分の2以上の賛成をもって決する。

附則

この会則は、2012年7月4日から施行する。

この会則は、2015年4月1日より改定・施行する。